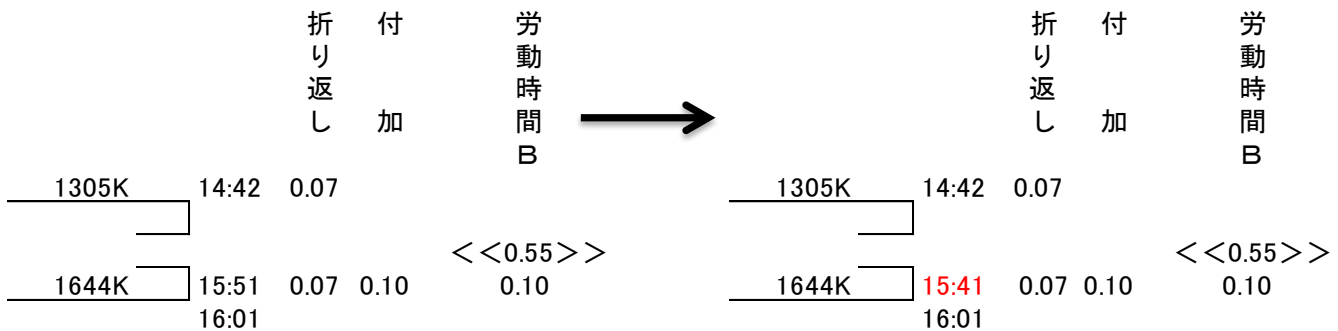


サービス労働になっていませんか！？

労働時間について



上の図の左の場合には 1305K到着後の折返し時間7分、労働時間B10分を加算し14時59分、1644Kの発前折返し時間7分、付加10分を発時刻16時1分から差し引いて15時44分です。

「14時59分から15時44分間の45分が労働時間ではない無給の時間になっているのです。」

輸送混乱により右に変更になった場合には、10分の繰上げが生じ無給の時間に労働が発生するので10分の超過勤務となるはずですが、現行制度では超過勤務になっていません。

*上記以外でも、電話による業務指示、遺失物の届け出、お客様対応など、無給の時間に否応なしに対応をしなければならないのが実態ではないでしょうか。

乗務員勤務制度を知らなければ自己申告も出来ません。申告しなければ労働時間にならずにサービス労働が生まれてしまいます。コンプライアンスを重視する会社であれば、サービス労働が生じてしまう制度を改め、出勤から退勤までを労働時間にすべきです。

私たちの要求

- ① 始業時刻から終業時刻までの労働時間から休憩時間を除いた時間を労働時間とすること。
- ② 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置を順守し、乗務員勤務制度の学習・教育を定例訓練で実施すること。
- ③ 労働時間管理表（乗務員月間集計表兼旅行命令書）を翌日当事者に明示する仕組みを作ること。
- ④ 箱ダイヤ（乗務員運用行路表）は、常時閲覧ができる体制を整えること。

